

熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 85 号）の一部を次のように改正する。

目次及び第 1 章の章名を削る。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第 3 条 次条から第 7 条までに定めるもののほか、法第 42 条第 1 項第 2 号、第 72 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 74 条第 1 項及び第 2 項の規定により条例で定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。
第 2 章の章名及び同章第 1 節の節名を削り、第 4 条を次のように改める。

（評価結果の公表及び外部評価の活用）

第4条 指定訪問介護事業者は、省令第22条第2項に規定する評価の結果を公表しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる事業について準用する。

- (1) 共生型訪問介護の事業
- (2) 基準該当訪問介護の事業
- (3) 指定訪問入浴介護の事業
- (4) 基準該当訪問入浴介護の事業
- (5) 指定訪問看護の事業
- (6) 指定訪問リハビリテーションの事業
- (7) 指定居宅療養管理指導の事業
- (8) 指定通所介護の事業
- (9) 共生型通所介護の事業
- (10) 基準該当通所介護の事業
- (11) 指定通所リハビリテーションの事業
- (12) 指定短期入所生活介護の事業（ユニット型指定短期入所生活介護の事業を含む。）
- (13) 共生型短期入所生活介護の事業
- (14) 基準該当短期入所生活介護の事業
- (15) 指定短期入所療養介護の事業（ユニット型指定短期入所療養介護の事業を含む。）
- (16) 指定特定施設入居者生活介護の事業
- (17) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業
- (18) 指定福祉用具貸与の事業
- (19) 基準該当福祉用具貸与の事業
- (20) 指定特定福祉用具販売の事業

第2章第2節の節名を削り、第5条を次のように改める。

（記録の保存期間）

第5条 第3条の場合において、省令第39条第2項の規定により整備した記録の保

存期間は、同項の規定にかかわらず、5年とする。

2 前項の規定は、前条第3項各号に掲げる事業について準用する。

第6条、第2章第3節、同章第4節の節名及び第8条から第41条までを削る。

第42条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、第4条第3項各号に掲げる事業について準用する。

第42条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の実施に係る報告義務等)

第7条 指定短期入所生活介護事業者（ユニット型指定短期入所生活介護事業者を含む。以下同じ。）は、市長の求めに応じ、省令第128条第5項（ユニット型指定短期入所生活介護事業者にあつては、省令第140条の7第7項）に規定する身体的拘束等に係る記録を報告しなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行った場合は、当該利用者の家族等への連絡をしなければならない。ただし、当該利用者に係る特定の事象の発生に際して身体的拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であつて、あらかじめ当該利用者の家族等に対してその旨及びその際に行う身体的拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。

3 前2項の規定は、第4条第3項各号（第13号から第17号までに限る。）に掲げる事業について準用する。

第2章第5節及び第6節、第3章から第13章まで並びに第14章の章名を削る。

第277条に見出しとして「(指定居宅サービス事業者の指定に係る申請者の要件)」を付し、同条を第8条とする。

附則第2条の前の見出し及び同条から附則第15条までを削り、附則第1条の見出し及び条名を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提出理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の施行による指定居宅サービス等の事業の

人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）の一部改正に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。